

武蔵野市新型コロナウイルス感染症 業務継続計画(BCP)

| | | |
|----|-----|---------|
| 策定 | 第1版 | 令和2年10月 |
|----|-----|---------|

武 蔵 野 市

目次

| | | |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 計画の位置づけ | 1 |
| 2 | 計画策定の目的 | 1 |
| 3 | これまでの取組み | 1 |
| 4 | 感染症フェーズの定義 | 2 |
| 5 | 感染フェーズに合わせた対策 | |
| | (1) 海外発生期 | 2 |
| | (2) 国内発生期 | 3 |
| | ① 感染予防対策 | |
| | ア 個人の感染予防対策 | |
| | イ 職場の感染予防対策 | |
| | (3) 都内流行期（前期・後期） | 3 |
| | ① 非常時優先業務の選定と対応 | |
| | ア 基本方針 | |
| | イ 非常時優先業務の定義 | |
| | ウ 非常時優先業務の区分 | |
| | (4) 大規模流行期 | 5 |
| | ① 交代制在宅勤務（別室勤務）の実施 | |
| | ② 応援体制・職員配置 | |
| 6 | 市職員に感染症の陽性反応者が出た場合の対応 | |
| | (1) 感染に関する連絡体制と対応 | 5 |
| | (2) 消毒の実施 | 5 |
| | (3) 単独感染と複数感染の場合の対応 | 6 |
| | ① 単独感染の場合 | |
| | ② 複数感染の場合 | |
| | (3) 出勤自粛と休暇制度の適用について | 6 |
| | (4) 感染者のプライバシー保護 | 6 |
| 7 | 施設の運営や交代制在宅勤務の実施の決定など について | 6 |

1 計画の位置づけ

市では、新型コロナウイルス感染症について、武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて対応しているところであり、本計画も武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて策定する。

2 計画策定の目的

新型コロナウイルス感染症は、全世界に拡大し、日本国内でも多くの感染者が出ている。政府は、令和2年4月7日から5月25日までの間、緊急事態宣言を発し対策を講じた結果、沈静化するかに見えたが、再び感染者が増加し、高止まりを続けている状況となっている。本市においても、緊急事態宣言に合わせ、交代制在宅勤務の導入や職場環境の改善を行い、業務継続の確保を行った。

新型コロナウイルス感染症を予防するワクチンが開発され、その恩恵が世界に広く行き渡るまでに数年は必要と言われている。その間、私たちは徐々に日常を取戻しつつ、同時に新たな感染拡大に警戒を怠らない「ウィズ・コロナ」の時代を生きていかねばならない。

市として、市民の生命、安全確保や社会生活の維持に関する業務を優先し継続していくことが必要である。そのために、現在の状況を踏まえ、感染状況の動向を見ながら、職員体制の維持、安全な職場環境、継続業務の選択などの対応策を策定することを目的として本計画を定める。

3 これまでの取り組み

市では、令和2年1月31日に武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、施設の休業やイベントの延期・中止等の感染拡大防止対策、中小規模事業者向け融資の本人負担率の引き下げ等の経済支援、税金の延納等の生活支援、生活に困っている方に対する相談支援など、さまざまな取り組みを行ってきた。

3月31日及び4月6日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されることを想定し、交代制在宅勤務の実施など職員の出勤が制限された場合の非常時優先業務の選定や職員体制の状況調査を行い、取りまとめを行った。

その後、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことにより、5月25日に解除されるまでの期間において、職員の交代制在宅勤務や別室での交代勤務を50課中48課が臨時的に実施し、感染拡大防止を図った。

5月13日には、対策本部にて、「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う対応方針」を策定し、全市民に10万円を支給する特別定額給付金の支給、外出自粛や社会活動の停滞により影響を受けている中小企業等支援のための市独自事業、PCR検査センターの設置準備、生活困窮者やひとり親家庭等への支援など、緊急的に対応すべき事業に着手した。また、特別定額給付金の支給業務や市内事業者への経済支援等を速やかに実施するために、多数の職員を兼務配置し、他課からの動員も実施して応援態

勢を整備した。

5月25日の緊急事態宣言の解除を受けて、公共施設等の段階的再開に向けた「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン(第1版)」を策定し、その後も順次更新を行った。

7月16日に「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係る安心と活力を未来につなげる対応方針」を策定し、緊急事態宣言解除後も感染拡大防止対策に引き続き取り組むとともに、ひととまちを守る方針を示し、さらなる中小企業等への経済支援、PCR検査体制の充実、小中学校や子ども関連施設の感染症対策等の事業を行っている。

また、8月19日には、市の令和2年度指定主要事業について見直しを行い、新型コロナウイルス感染症対策関連事業等を追加するとともに、既指定事業の指定取り消しを行った。

4 感染症フェーズの定義

新型コロナウイルス感染症は、段階を追って状況等が変化するものであることから、本計画では、以下のように発生段階を定義するものとする。

【発生段階の定義】

| 発生段階 | 定義 |
|---------------|---|
| 海外発生期 | 海外でヒトからヒトへの感染が認められ、新型コロナウイルス感染症が発生したことが確認される時期 |
| 国内発生期 | 国内又は都内で新型コロナウイルス感染症の発生が確認されるが、感染拡大は非常に限られている時期 |
| 都内流行期 (前期) | 都内で複数のクラスター(感染者の小集団)が見られ、さらに感染拡大が予想される時期 |
| 都内流行期 (後期) | 都内で急速に感染が拡大し、流行している時期 |
| 大規模流行期 | 流行予測を超えて都内で大流行し、入院患者が医療機関で確保可能な病床数を超える規模で発生することが予想され、新たな対応が必要とされる時期 |
| 流行終息期 | 感染指定医療機関において、新型コロナウイルス感染症にかかる新規外来患者が1医療機関当たり週10人以下となる状況が2週間続く時期 |

5 感染症フェーズに合わせた対策

(1) 海外発生期

海外における新型コロナウイルス感染症について、積極的に情報収集を行う。職員の感染予防対策として、職員の手指消毒及び職場消毒に使用する消毒液等については、人事課及び安全対策課、健康課で連携を取りながら、必要数を確保していく。

(2) 国内発生期

感染予防対策を発動する。ただし、対策本部が設置された場合には、対策本部の決定に従うものとする。

感染予防対策

市民への感染を防ぐとともに、職員の安全を図り、業務の継続性を確保するため、以下の取組みを周知徹底する。なお、詳細については、『『新しい日常』の定着に向けた職員のための実践ガイド』を参照することとする。

ア 個人の感染予防対策

- ・手洗いの励行、マスクの着用、咳エチケットの徹底
- ・混雑時間帯の公共交通機関による通勤を避けるための時差勤務の活用
- ・公共交通機関以外の手段による通勤
- ・海外旅行及び職員同士の会食の自粛
- ・密となる空間の回避
- ・昼食等の飲食時の会話自粛

イ 職場の感染予防対策

- ・手指消毒液の各課への配布
- ・窓口カウンター等の消毒
- ・窓口カウンターへのアクリル板の設置
- ・歓送迎会等の会食自粛
- ・職場における定期的な換気
- ・空調機能の強化
- ・庁舎内の定期的な消毒
- ・電話等共用機器の消毒
- ・会議開催の必要性の検証及びメール・Web会議システム等による会議の実施
- ・出張や視察の自粛
- ・更衣室の利用人数制限

(3) 都内流行期（前期・後期）

感染予防対策を徹底する。都内流行期（前期）においては、非常時優先業務の選定を行い、勤務体制について検討する（令和3年3月までは、「8 各課の非常時優先業務一覧」のとおり）。

① 非常時優先業務の選定と対応

ア 基本方針

非常時優先業務の実施にあたり、通常業務のうち、市民の生命、安全確保、社会生活の維持のために継続を図る必要がある業務を選定し、それ以外の業務について

は、積極的に休止・抑制する。その後、感染の拡大が落ち着いた際には、状況を見ながら非常時優先業務に影響を与えない範囲での休止・延期事業の再開を目指す。

イ 非常時優先業務の定義

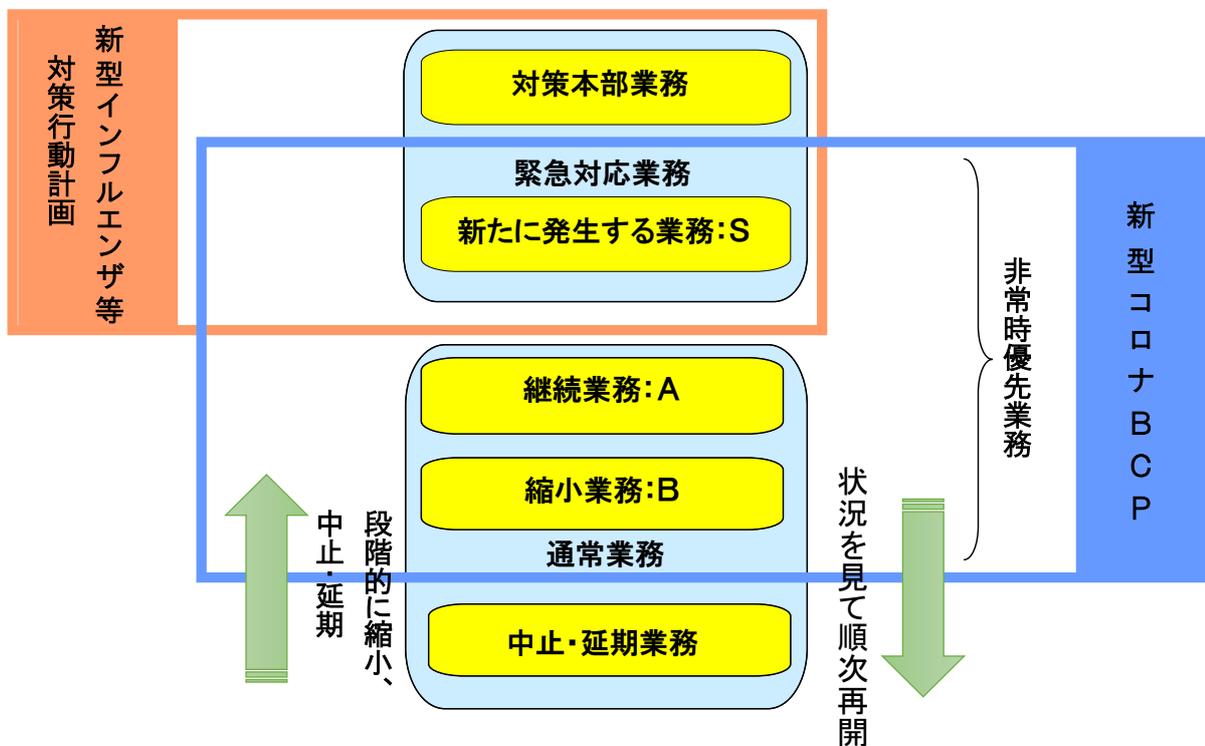
- 市民の生命、生活及び財産の保護に関する業務
- 社会生活の維持に関する業務
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための業務

ウ 非常時優先業務の区分

本計画における非常時優先業務の実施区分は、以下のとおりとする。

| | |
|----------------------|--|
| 新たに発生する業務 (優先順位S) | 各課で対応すべき業務のうち、新型コロナウイルス感染症に関連して新たに発生する業務 |
| 継続業務 (優先順位A) | 通常業務のうち、市民の生命、安全確保、社会生活の維持のために継続を図る必要があり、縮小できない業務 |
| 縮小業務 (優先順位B) | 通常業務のうち、継続を図る必要はあるが、人員体制や規模を縮小して実施しても市民生活に与える影響が比較的小さい業務 |

【各業務の関係性(イメージ)】



(4) 大規模流行期

業務継続と感染防止のための勤務体制として、交代制在宅勤務もしくは別室勤務とす

ることを検討し、対策本部で決定するものとする。

① 交代制在宅勤務（別室勤務）の実施

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言もしくはそれに準ずる措置が発令された場合には、発令期間中での交代制在宅勤務の実施を検討する。

交代制在宅勤務は、原則として、各職場の職員を2班編成とし、一定の期間ごとに交代で出勤と在宅勤務を行い、非常時優先業務の区分による優先度に応じて業務遂行するものとする。交代制在宅勤務の実施にあたっては、出勤する班に属する職員に新型コロナウイルス感染症の陽性反応者が出た場合には、出勤しない班に属する職員と交代することにより、業務の継続性を確保する。交代制在宅勤務の実施が難しい職場においては、感染防止対策を徹底しながら、別室勤務や時差勤務を奨励する。

② 応援体制・職員配置

新型コロナウイルス感染症関連業務により業務量が増加した場合など、必要な人員が不足する場合には、課内または部内で調整して応援体制を構築する。部内調整では体制が整わない場合は、全庁調整により、応援体制を構築する。

また、長期的な配置が必要な場合は、兼務の発令により職員配置を行う。

6 市職員に感染症の陽性反応者が出た場合の対応

市職員に感染症の陽性反応者が出た場合、消毒の実施、濃厚接触者の判定等、保健所と連携して対応を行う。

(1) 感染に関する連絡体制と対応

職員は、自身及び同居の家族等について、PCR検査を受けることとなった場合や、PCR検査の結果、陽性反応であった場合は、速やかに所属長へ報告する。また、検査に至らない場合でも、職員の感染が疑われると診断された場合及び2週間以内に会食等を共にした知人が感染症の陽性反応者であることが判明した場合は、所属長へ報告する。

所属長は、職員からの報告を人事課へ速やかに報告し、人事課は、所属長からの報告を取りまとめる。また、感染症の陽性反応者が出た際は、公表を行う（公表にあたっては、「武蔵野市における感染者発生時の公表の考え方（第3版）」を参照すること）。

(2) 消毒の実施

市の施設に勤務する職員に感染症の陽性反応者が出た場合、保健所の指示等、必要に応じて消毒できるよう委託契約を締結している。消毒範囲や回数に応じて、適宜契約内容を見直し、予算の確保も含めて、迅速な消毒が可能となる体制を維持する。

(3) 単独感染と複数感染の場合の対応

① 単独感染の場合

濃厚接触者は自宅待機とするが、それ以外の職員は通常勤務とする。

② 複数感染の場合

濃厚接触者は自宅待機、それ以外の職員は通常勤務とし、必要に応じて濃厚接触者を除いた職員で2班編成を行い、交代制勤務または別室勤務とする。

課を超えて大規模な複数感染（クラスター）が発生した場合は、そのフロア全体の消毒を行ったうえで一定期間閉鎖する。その際は、濃厚接触者以外の職員は別室勤務を行うこととし、必要に応じて応援体制を構築して業務継続を図る。

(4) 出勤自粛と休暇制度の適用

職員本人や同居する家族等に発熱等の風邪症状がある際の休暇・職免の取扱いについては、令和2年度に限り、発熱等の風邪症状があり、医療機関を受診する際及び医師の指示により自宅療養する際は、医師の診断書に代えて医療機関を受診したことを証する資料（医療機関の明細書や薬の説明書等）を提示することで、病気休暇を取得することができる運用とする。

また、職員又は同居の家族等が、医師により新型コロナウイルス感染症の疑いがある（PCR検査を行う必要がある）と判断された場合は、職免扱いとする。

(5) 感染者のプライバシー保護

プライバシー保護の観点から、職員の感染等に関する情報は、所属の部課長に限定することを原則とし、不用意に漏らすことのないよう、注意喚起を行う。人事課でも情報の取扱いを行う職員を明確にする。

7 対策本部と本計画の関係

公の施設の運営や交代制在宅勤務の実施等については、対策本部の決定に従うものとする。

8 各課の非常時優先業務一覧

省略